

東京大学基金規則

平成16年9月30日

役員会議決

東大規則第235号

沿革

(設置)

第1条 国立大学法人東京大学（以下「本学」という。）に、東京大学基金（以下「基金」という。）を置く。

(目的)

第2条 基金は、本学の財政基盤を長期的に支え、もって本学における教育研究活動及び社会連携活動の充実等に資することを目的とする。

(事業)

第3条 基金は、前条の目的を達成するため、基金を活用し次の事業を行う。

- (1) 教育研究プロジェクトへの支援
- (2) 学生への奨学金等の支援
- (3) 外国からの留学生及び外国へ留学する学生に対する支援
- (4) 国際交流活動への支援
- (5) 学生、教職員による文化・体育活動への支援
- (6) 卒業生との連携活動への支援
- (7) 教育研究に係る社会連携活動への支援
- (8) 施設設備等の環境整備の支援
- (9) その他基金の充実及び目的の達成に必要な事業

(基金の構成)

第3条の2 基金は、寄附者が基金とすることを指定した寄附財産及びその運用益をもって構成する。

- 2 基金のうち、寄附者が目的を指定しない寄附によるものを非目的指定寄附基金とし、寄附者が目的を指定する寄附によるものを目的指定寄附基金とする。

(特定基金)

第4条 特定目的の寄附を募集し、及び管理するため、前条の目的指定寄附基金として、特定基金を置くことができる。

- 2 前項に定める特定基金に関する取扱いに関しては、別に定める。

(寄附の受入れ)

第5条 基金に係る寄附の受入決定は、ディベロップメントオフィス（東京大学基本組織規則第18条の規定に基づく室として設置されるものをいう。）の受入審査を経て、ディベロップメントオフィスの長が行う。ただし、不動産による寄附の受入決定に関しては、役員会の議を経て、総長が行う。

(基金の管理運営)

第6条 基金に、基金の支出方針その他基金の管理運営に関する重要事項を検討するため、総長が別に定めるところにより、基金運営委員会を置く。

2 基金の支出方針その他基金の管理運営に関する重要事項は、基金運営委員会の報告を踏まえ、役員会の議を経て総長が決定する。

(事業年度)

第7条 基金の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(称号授与及び謝意表明)

第8条 本学は、基金への寄附者に対して称号を授与し、謝意を表明することができる。

2 前項に定める称号の授与及び謝意の表明に関しては、別に定める。

(事務局)

第9条 基金に、基金の運営管理に関する事務の遂行のために、事務局を置く。

2 事務局の組織及び業務運営に関しては、別に定める。

(他規則の適用)

第10条 基金の管理運営及び運用に関し、この規則及びこの規則に基づいて定める細則等に定めのない事項については、東京大学寄附取扱規則(平成16年9月30日東大規則第234号)、東京大学会計規程(平成16年4月1日東大規則第8号)等に定めるところによる。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、基金の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成19年8月1日から施行する。

2 この規則の施行後最初に委嘱される委員の任期は、改正後の第7条第4項本文の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成23年9月29日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年5月31日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年6月1日から施行する。

沿革

東京大学基金規則

体系情報

□第4編 研究・交流

▽第2章 研究・産学連携等

沿革情報

◆平成16年09月30日 役員会議決

◇平成19年07月26日

◇平成23年09月29日

◇平成29年11月30日

◇平成30年03月29日

◇平成30年05月31日

◇令和04年03月24日

◇令和06年05月30日